

特別市・大都市行財政制度特別委員会記録
【 速 報 版 】

令和8年6月8日開会

速報版

- ・この会議録は録音を文字起こしした初稿のため、誤字脱字がある場合があります。
- ・正式な会議録が作成されるまでの暫定的なもののため、今後修正されることがあります。
- ・正式な会議録が掲載された時点で速報版は削除されます。

横 浜 市 会

開会時刻 午後1時30分

◎ 開会宣告

- 磯部圭太委員長 これより委員会を開会いたします。



◎ 委員席の指定

- 磯部圭太委員長 委員席につきましては、名立てのとおり指定いたします。

かざま	横山 (正)	大 桑	渋谷	伏 見	山田 (一)	白井 (正)
副委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員
磯 部						
委 員 長						
仁 田	斉藤 (伸)	久 保	花 上	いそべ	こがゆ	荻 原
副委員長	委員	委員	委員	委員	委員	委員



◎ 正副委員長代表挨拶

- 磯部圭太委員長 初めに、正副委員長を代表し、私から一言御挨拶を申し上げます。

このたび、特別市・大都市行財政制度特別委員会の委員長を拝命しました磯部圭太でございます。

本委員会は、特別市制度の早期実現を図るとともに、大都市の実態に対応する行財政制度の確立を目的として設置された委員会でございます。我々議会も行政と一体となって特別市制度の実現に向け強力で推し進めているところであり、本委員会の果たす役割は非常に重要なものとなっております。

私自身その責務の重さを痛感している次第でございますが、幸いにして、仁田、かざま両副委員長に補佐していただくこととなり、大変心強く感じております。

委員の皆様方におかれましては、この1年間、委員会活動への御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、当局の皆様方並びに報道機関の皆様方におかれましても、御協力いただきますようお願い申し上げます。また、甚だ簡単ではございますが、正副委員長を代表しての挨拶といたします。

1年間、どうぞよろしくお願いいたします。



◎ 各委員自己紹介

- 磯部圭太委員長 次に、各委員の自己紹介でございますが、既に皆様御承知の方々ばかりかと思っておりますので、省略いたします。



◎ 関係局長挨拶及び職員紹介（部長職以上）

- 磯部圭太委員長 次に、本日は関係局が出席しておりますので、この際、政策経営・国際戦略局、行財政局、総務局の順番で挨拶並びに職員の紹介をお願いいたします。

- 齊藤政策経営・国際戦略局長 政策経営・国際戦略局長の齊藤達也と申します。どうぞよろしくお願いい

たします。

委員会の始めに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

磯部委員長、仁田副委員長、かざま副委員長はじめ委員の皆様におかれましては、今後1年間、特別市の実現及び大都市の実態に対応する行財政制度確立のため、様々な角度から御議論を賜ります。

また、引き続き特別市の早期法制化に向けた国等への働きかけを行ってまいります。その際には委員の皆様方のお力添えぜひ賜りたいと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、本日出席しております政策経営・国際戦略局の部長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

- **原田行財政局長** 行財政局長の原田でございます。よろしくお願いいたします。

行財政局を代表いたしまして、一言御挨拶を申し上げます。

磯部委員長、仁田副委員長、かざま副委員長はじめ委員の皆様におかれましては、今後1年間、大都市に係る税財政制度につきまして様々な角度から御議論をいただくとともに、地方交付税の必要額の確保等への要望行動などにもお力添えを賜りたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

なお、指定都市が共同で行います大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望、いわゆる青本でございますけれども、これについては総務局とも連携の上、年末の税制改正や国の地方財政計画を見据えて、11月頃の要望行動を念頭に、指定都市間での調整を踏まえて、要望内容を整理し、改めて御説明いたします。

それでは、着座にて失礼いたします。

行財政局の部長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

- **近藤総務局長** 総務局長の近藤武でございます。

委員会の始めに当たります、一言御挨拶申し上げます。

磯部委員長、仁田副委員長、かざま副委員長はじめ委員の皆様におかれましては、今後1年間、大都市に係る税財政制度につきまして、様々な角度からの御議論をいただくとともに、国と地方の税財源配分の見直し等に関する要望行動などにもお力添えを賜りたいと存じます。どうぞよろしく願い申し上げます。

着座にて失礼いたします。

それでは、本日出席しております総務局の部長職以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

◎ 令和8年度の委員会運営方法について

- **磯部圭太委員長** それでは、議題に入ります。

初めに、令和8年度の委員会運営方法についてを議題に供します。

本年度の委員会運営方法につきましては、正副委員長で事前に協議をした結果、1、住民目線で付議事件全体について包括的に調査・研究すること、2、調査・研究する内容に関して当局に報告を求めること、3、各党派等で行政視察を実施した場合、他都市における事例を委員会で共有すること、4、本委員会の1年間の活動内容及び委員の皆様よりいただいた御意見については、報告書としてまとめることとしたいと考えております。

委員会運営方法については以上でございますが、委員の皆様から御意見等がございましたらお伺いしたいと思っております。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- **磯部圭太委員長** それでは、特に御意見もないようですので、委員会運営方法につきましては、先ほど御説明したとおりの内容で進めてまいりたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- **磯部圭太委員長** 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

なお、次回以降の委員会の進め方につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。

委員会運営方法につきまして御意見等がございましたら、随時正副委員長に申し出ていただきたいと思います。

それでは、本件については、この程度にとどめます。



◎ 特別市制度の創設に向けた検討状況等について

- **磯部圭太委員長** 次に、当局より報告事項がございます。

特別市制度の創設に向けた検討状況等についてを議題に供します。

なお、当局からの発言に際しては着座のままで結構です。

当局の説明を求めます。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 特別市制度の創設に向けた検討状況等につきまして、橘田大都市制度推進本部室長より御説明いたします。

- **橘田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** それでは、お手元にお配りしております委員会資料に基づき御説明いたします。

ページをおめくりいただいて、1、特別市制度の創設に向けた主な検討状況等について、本市の取組を中心に主な取組を御説明いたします。

2ページを御覧ください。

平成22年度は、5月に新たな大都市制度創設の基本的考え方、基本的方向性を公表しました。また同月、指定都市市長会において、特別自治市構想が発表されました。

平成23年度は12月に、市会において、新たな大都市制度である特別自治市創設に関する決議をしていただきました。

平成24年度は、9月に大都市市域における特別区の設置に関する法律が成立いたしました。

また、平成25年3月に、市会の皆様方との議論を踏まえ、横浜特別自治市大綱を策定いたしました。

平成25年度は、6月に第30次地方制度調査会が大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申を行いました。

令和2年度は、令和3年3月に、横浜特別自治市大綱を改訂いたしました。

令和3年度は、6月に市会において、特別自治市制度の早期実現を求める意見書を国に対して提出いただき、令和4年2月に、特別自治市の早期実現に関する決議を行っていただきました。

令和4年度は、5月に県、横浜、川崎、相模原、四首長懇談会を開催いたしました。持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担についてをテーマに意見交換を行いました。

11月に当委員会において、特別市の法制化に関する要望書を取りまとめていただき、総務省、衆議院及び参議院の総務委員長に対し、手交していただきました。以降、毎年度要望を行っていただいております。

また、12月には横浜特別自治市大綱を改訂いたしました。これまで特別自治市としていた名称を特別市に変更するほか、令和3年3月の改訂以降、指定都市市長会や神奈川県がそれぞれの立場から特別市についての考え方を提示したことなどを受け、特別市に係る情報を更新いたしました。

3ページを御覧ください。

令和5年度は、4月に横浜市町内会連合会から特別市の実現に向けた取組の推進についての意見書を受領いたしました。

令和6年度は、9月に県内三政令市市長・正副議長懇談会を開催し、特別市の法制化の早期実現を目指す横浜市、川崎市、相模原市の連携した取組推進に関する共同メッセージを発出いたしました。

令和7年度は、当委員会の名称が特別市・大都市行財政制度特別委員会に変更となっております。

8月には、県内三政令市市長・正副議長懇談会を開催し、次期地方制度調査会における特別市の法制化を含む大都市制度のあり方に関する議論を求める3市共同要請を取りまとめました。

11月には、指定都市市長会において、多様な大都市制度実現プロジェクトでの議論を踏まえ、報告書を公表し、12月に総務省及び各政党へ要請を行いました。

令和8年1月には、当委員会において、特別市の法制化に関する要望書を取りまとめていただき、総務省、衆参両院総務委員長に要望を行っていただきました。

同月には、第34次地方制度調査会が発足し、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方の調査審議が諮問されました。

最後に、令和8年度ですが、4月に第34次地方制度調査会第4回専門小委員会が開催され、指定都市市長会、全国知事会へのヒアリングが実施されました。

4ページを御覧ください。

次に、2、第34次地方制度調査会についてです。

5月20日に開催された第2回総会において、同調査会の今後の審議項目が決定しました。

下の表にございますように、大都市地域における行政体制の在り方について、1、大都市地域が果たす役割、2、いわゆる特別市の意義、3、特別市の制度化を検討する場合の論点、4、住民自治の確保が審議項目として決定しました。

5ページを御覧ください。

次に、3、横浜市大都市自治研究会についてでございます。

第4次横浜市大都市自治研究会では、国における特別市の法制化議論を喚起し、早期法制化の実現を促進するため、法制化に向けた諸課題と対応方策及び特別市のより詳細の制度設計等について、専門的知見に基づく調査、審議を求めることを諮問し、令和6年3月から令和8年3月まで全6回開催し、議論いただきました。これまでの審議内容を踏まえ、現在答申について委員間で内容の確認をし、最終調整を行っています。

6ページを御覧ください。

答申案の概要でございますが、1、特別市の法制化に関する論点として、(1)総論、(2)特別市の位置づけ、(3)住民投票、(4)移行手続、(5)移行要件、(6)法律の枠組みの6項目について、また2、特別市の制度設計等に関する論点として、総務省の大都市における行政課題への対応に関するワーキン

グループでの議論を踏まえ、（１）新たな道府県の事務処理への影響とその対応策から（５）の特別市における住民自治や住民代表機能の確保の５項目の論点について議論をいただきました。

７ページを御覧ください。

参考資料として、資料１から資料３までを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

説明は以上でございます。

- **磯部圭太委員長** 説明が終わりましたので質疑等に入ります。
- **花上喜代志委員** 久しぶりに大都市制度特別委員会に戻ってきて、今いろいろと感ずるところが多いのですが、先ほど委員長の御挨拶の中にありましたが、議会も行政も一体となって特別市を目指すという方針の下に、これまで真剣に取り組んできたわけです。昨今の特別市をめぐる状況が、もう黙っているわけにはいかないという、およそ我々が取り組んできた考え方と真逆の動きを最近しているのが目立ってきているという実態を踏まえて、今横浜市議会のこの特別委員会は極めて重要な役割を担っていると思うわけです。

そこで、特に当局の考え方をお尋ねいたしますが、このところ神奈川県下の市町村の首長の動きというのは、とても我々の理解できないような動きをしていると思うのですが、まず今年の４月２４日には町村長会から、特別市の法制化に反対する要望が出た。続いて神奈川県下の市長会から同じ内容の要望が出された。これは、横浜市として取り組んできた、また横浜市議会として取り組んできたこれまでの取組に水を差すような動きだと思うのですが、まず、我々ミスリードしてはいけないと思うのです。特に時代認識を間違えてとんでもないことになってはいけないという思いで、この動きを見守ってきたのですが、そこで、当局は町村長会からの反対の要望、県下市長会の要望について、どのように受け止めているのか、その受け止め方をまずお聞かせください。

- **橘田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 本件については、先日の市会定例会の本会議で市長も答弁しておりますように、要望書の内容があくまでも現行の政令指定都市制度を前提として、神奈川県がこれまで主張されてきた内容をそのまま町村会、政令市を除く市長の皆さんが要望として取りまとめていると認識しております。

特別市というのは、現行の政令市と全く違う形の制度設計になってまいりますので、当然、税財政の仕組みも時代の変化に合わせて変わっていくものですし、特別市の政令市だけがよければいいということではなくて、全体の市町村、県のこれからの持続可能な仕組みにしていくための一つの手法であると考えておりますので、当然他の市町村の行政サービスに影響があるような制度設計というのは現実的にあり得ないと考えております。

その要望内容は、あくまでも現在の政令市の制度のまま、税源だけが政令市に移っていくという形で考えていくと、あのような要望の内容になるのかもしれませんが、そこはまさに今回第34次地方制度調査会の中でも、当然国レベルでも議論が現在行われておりますので、その中でそれにふさわしい制度設計も国レベルで議論されると思います。当然住民目線に立った客観的なデータ等に基づいた議論が、これから県の中でも行っていくことが必要ではないかと考えております。

- **花上喜代志委員** 今の橘田理事のお話のとおり、財政のことだけでなく、大所高所に立った地方分権の在り方、地方自治の在り方について、大都市の横浜がこれまで長年にわたって取り組んできたと思うのです。その取組がよく理解されないで、特別市に反対する意見書が出されたのは、我々からすると極めて遺憾だと思うのですが、そこで改めて、この地方自治制度がどのようにこれまで制度化されてきたのか、その歴史を

遡って見ていかなければいけないと思うのです。

そういう意味では、まずは一番最初に、都道府県制度がいつできたのか、どういう経過でできて今日に至っているのか、我々は理解していかなければいけないと思うのですが、明治4年に廃藩置県があって、徳川時代の220の藩がなくなって都道府県をつくるという廃藩置県が制度化された。

明治22年には市町村制度、地方自治法がつくられた。この経過を見ていくと、徳川時代につくっていた藩をなくして47都道府県に新たな仕組みをつくり変えていくという歴史的な経過を考えると、明治22年という今から137年前に、今の地方自治の仕組みができた。その時代のことを我々が想像すれば分かることだけでも、今のような鉄道も走っていなければ、飛行機も飛んでない、インターネットもない。そういう時代につくられた都道府県制度が、今著しく変化してきた現代において、なお、都道府県を維持していこうという考え方は、いわゆる守旧派と言わざるを得ないと思うのです。こういった点について歴史的な経緯を踏まえて、横浜市が特別市を目指す方向性を定めたことは間違いないことだったと思うのですが、この辺の認識についてはいかがですか。

- **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 地方自治の制度がこれまで廃藩置県を経て府県制ができ、そして市制、町村の制度ができ、その仕組みが戦後には地方自治法という形で新たな制度の枠組みになり、当初はそのときに横浜をはじめとした五大市は特別市という運動を戦前から行ってまいりましたので、一旦は特別市という規定がされ、法律に書かれて、あとは指定をされるのを待つという状況だったのですが、府県側の反対運動等で、結果として昭和31年に妥協の産物としての政令市制度になったという経過があります。

当初その時代と、今、委員御指摘の現代を比較してみると、右肩上がりの高度経済成長が続いていた時代と、現在の少子高齢化が進んでいく時代の中で、この地方自治の仕組みがそのまま同じ形でいいのかどうかという認識については、当然それに見合った議論も必要ですし、まさに今回の第34次地方制度調査会は、大都市における行政体制の在り方も大きな論点ですし、もう一つは地方圏をはじめとした国と都道府県、市町村の役割分担の在り方そのものもやはりもう一回見直しが必要ではないかというのが諮問事項に入っております。

まさに委員おっしゃった時代が変わった中での地方自治の在り方を見直していかなければならない時期ですし、その見直しを本市としては、市会の皆様方とずっと大都市においては大都市制度の確立が必要という形でこれまで主張してきたわけでございます。その主張をまさに今改めて国のほうにもしっかり求めていかなければならない、そのような時期だと認識しております。

- **花上喜代志委員** 明治22年の人口がどうだったのか、地方自治体の状況がどうだったのか調べてみると、今から137年前の明治22年のときは人口は4000万人、実際は3900万人だったけれども、4000万人弱の人口しかなかった中で、今とは全く違う世の中だったと思うのです。今人口が1億2000万人ですものね。各都道府県の状況を明治22年に遡って見てみると、一番人口が多かったのは新潟県で170万人、それが日本で一番大きな人口だった。2番目が兵庫県155万人、愛知県が3番目で148万人、東京都は139万人しかいなかった。神奈川県は100万人未満、横浜市はどうだったか調べたところ12万2000人しかいなかった。

それが137年たった今日は377万人と日本で一番大きな市になってきた。これだけ世の中が大きく変わって、なお都道府県をそのまま維持しようとする考えこと自体が、時代認識が間違っていると私は思うわけです。だから我々はミスリードをしてはならないので、先ほどの答弁にありましたが、神奈川県が一体何を考えてい

るのかと言わざるを得ない。

黒岩知事が就任後、神奈川県独立国宣言といったことを言って、物すごい反発を受けて、その考え方を取り下げましたが、神奈川県が独立して、それで生き残っていかうという考え方自体が間違っていると私は思うわけです。ですから、今これだけ世の中が変わってきた中で、横浜が人口377万人、これだけ大きく膨れ上がった人口を今までの制度、政令指定都市のままにしておこうというのが大きな間違いだと思います。

一方、大阪は、大阪副首都構想、大阪都構想から大阪副首都構想ということで今動いていますけれども、横浜の場合はそうではなくて、横浜市を県から独立させる特別市を目指す。これは真つ当な考え方だと思うので、横浜市議会もその方向で今まで議論を積み上げてきて、国に要望してきたわけです。

今大事な時期に差しかかったと思うのですが、そこで特別市を実現しようという動きがどうなっているのか現状の理解をしっかりとしていかなければいけない。今横浜市以外で特別市を目指す動きは、川崎の福田市長が一生懸命取り組んでいると伝えられていますが、それ以外の動きも含めて今どんな状況になっているのか教えてください。

- **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** まさに今、政令市の市長会、20政令市ございますが、20の政令市長の中で考え方が一致しているのは、多様な大都市制度の実現が必要であるということです。

多様な大都市制度はどういうものかという、一つは現行の政令指定都市制度、一つは大阪がやっております都構想、いわゆる特別区の設置というもの、もう一つは特別市という3つの選択肢、この中からそれぞれの20の政令市がそれぞれの地域に合ったものを選んでいく。そのためには特別市についてまだ法制化がされておきませんので選びようがないので、これを選択できるようにしていく。それが多様な大都市制度の実現であるという部分で、この20の政令市が考え方を一致させております。

当然政令市の中には本市の377万人から人口が70万人を切る政令市もございますので、それぞれの地域の実情が違います。政令市の置かれている状況や規模、能力も違いますので、全ての政令市が一つのものを目指すのではなくて、大阪は都構想を目指すし、横浜とか川崎は特別市を目指す、あるいはそれ以外に現行の政令市のまま当面はいくという政令市もありますが、その20の政令市の中で市長間で一致しているのは、特別市の法制化も含めて多様な大都市制度の選択肢を持つことであると、それをしっかりと国に求めていく。こういう点で現在20市が考え方を一つにしているという状況でございます。

- **花上喜代志委員** 今全国の都道府県の人口を調べてみると、東京が1400万人、神奈川が920万人、大阪が880万人、こういう大都市がありますが、一方、地方がどんどん人口が減少して、今最低の鳥取県は52万人、その上が島根県が63万人、高知県64万人、これが県として今機能しているわけです。一方、横浜市は377万人という実態を見て、なお神奈川県が特別市に反対するような動きをしているのは、およそ時代認識が誤っていると断ぜざるを得ない。

そこで、これからの地方自治法の在り方を考えていくと、都道府県制度はもう破綻寸前という認識を持つべきだと思うのですが、そうやってきたときに広域行政はどうするのかという疑問が出てくると思うのですが、国においては広域行政については道州制を目指すという方向性打ち出している。ただ、残念ながら今思うように進んでいないという実態があるのが非常に残念ですが、石原慎太郎都知事は立派だったと思うのは、排ガス規制を九都県市でやろうと広域行政を強く訴えて、九都県市で首都殺しなんて言って、ピーカーを出して、排ガスをテレビカメラに向かって出していた映像を思い出しますけれども、その排ガス規制を都

道府県の県境を越えて、首都圏の九都県市で規制する条例をつくって見事成功したわけです。国ができなかった排ガス規制を石原都知事は実現した。

彼が目指した首都圏連合というのは、方向として私は間違っていなかった。それは国が示した道州制の流れと一致するものだと思うので、これを実現していくような取組が必要で、神奈川県を残すために県下の市町村長を動かして特別市に反対するような動きをする知事が、本当に時代認識として正しいのかと強く問われていると思うのです。横浜市として議会と一緒に取組んできた当局の皆さんも、この歩みを止めるわけにはいかないと思うのですが、そのあたりについては、どんな受け止め方をしていますか。

- **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 道州制については、かつて地方制度調査会で小泉内閣のときに議論もされて、道州制の在り方は平成18年2月答申もされました。広域自治体の在り方というものがある一つの県の中で完結しない中で、広域自治体の在り方をもう一度見直しをしようとして、そういう答申がされたことと認識しています。

その後、その話が基礎自治体の在り方や大都市の在り方とか具体的な議論とのセットというよりは、区割りをどうしていくかという議論が先行して、プラス平成の合併、基礎自治体の基盤強化が必要という議論が同時並行で行われていました。そういう中で町村会を中心に反対運動等もあって、道州制が議論が低調になったという認識を持っています。

一方で、これから地方制度調査会の議論がスタートしますが、都道府県の在り方、市町村の在り方をもう少し総合的に今の時代に合った形で議論をしていくという意味で、委員おっしゃった首都圏における広域自治体と政令市の在り方も一つの大きな議論の論点だと思います。そういった議論がそれぞれの地域の中でもされ、国の中でしっかりされ、地方自治の在り方を再整理をしていくことが今必要なことではないかと考えております。

- **花上喜代志委員** 広域行政は道州制という方向がもう示されているわけであって、その流れを加速していかなければいけない。一方でどんどん人口が減っている過疎の県に対する取組は、国としてしっかりサポートしていかなければいけないと思うわけです。そういう中で排ガス規制の成功例を見て、今後横浜のような政令市が特別市を目指すという方向性は、排ガス規制だけではなく防災問題、広域防災とか温暖化対策、さらには交通政策についても同じような動きをしていかなければいけないのではないかと。そういう大きな政策課題に向かって我々横浜が取り組んでいく、特別市を目指すというのは、そういう意義もあると強く発信していかなければいけないと思うのですが、そうした政策課題についてはどのように考えていますか。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 今事例として花上委員からも広域防災や脱炭素、交通政策という例を挙げただけでしたが、まさに首都圏の中の大都市である横浜市でも、横浜市民の皆様自身も関心があるテーマである同時に、横浜市内だけでも完結しない、より広めな目線が必要なテーマだと私も思います。

そういったものを一横浜市だけでやる、それで解決する問題はいいですが、委員のおっしゃる広域行政、様々な広域な捉えはあるにせよ、今電車もいろいろ宛名に乗り入れる時代になりましたし、脱炭素も一人一人の取組の積み重ねも大事ですし、そういった議論をするには自分の自治体だけではなくて、我々も九都県市、また八連携などもやったり、様々な枠組みを活用しながら、より共通の課題と一緒に議論して、国に必要なものはしっかり言っていく。その最たるものが特別市制度であろうと思います。

未来への選択肢ということでポスターを作って、我々も盛んに機運情勢をやっております。選択肢を市民の皆様、国会も含めて示していきながら、それに向かって何をしていくのかというのが手を携えて近隣の都

市とも考えていかなければいけない。そういう段階にまさにあると思いましたので、御指摘のまさに広域行政に馴染むものについては、横浜市もその一員として、より汗を各段階に来ていると思います。

- **花上喜代志委員** 過去を振り返って改めて評価をしなければいけないと、今から49年前に横浜市長になった細郷道一さんですね、自治省事務次官をやっていた彼が、専門分野である自治制度を劇的に変えていくためには、大都市は新しい仕組みをつくっていかねばいけないということで、明日の都市を考える懇談会をつくったわけです。全国の都道府県所在地も含めて、政令市も含めた新しい大都市制度を目指そうということで、市民の暮らしから見た明日の大都市ということで、明日都市懇という組織をつくって、実現に向けて取組を行ってきた先見性は、私は大変立派だったと思うのです。

ところが、特別市をつくる法律をつくったにもかかわらず、都道府県の抵抗でその法律が消されてしまった過去の苦い経験があったわけで、よほどの腹据えてこの仕組みを法制化していかねばいけないと思います。我々議会の役割も非常に多いので、それぞれの会派、政党が国、今回議員に対して強く働きかけていくことが必要ですが、同時に行政としても、しっかりと取り組んでいく心構えが必要ですが、今どんなお気持ちで取り組んでいるのか、考え方を聞かせてください。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 昨年も特別委員会で当時の福地委員長、渋谷前議長も精力的に動いてくださったりしておりまして、当局としてもしっかりやっつけていかねばならないと、私も去年の立場でもずっと感じておりました。いろいろ指定都市の市長の皆様や関連の部署と議論をしますと、横浜市役所自身がしっかりした熱量を持って、職員が一丸となってそれぞれの部門が大都市制度、特別市制度に向かっていく、そのときにそれぞれの職場でどういった心構えをしなければいけないか、どう変わっていくといいだろうか、平時からそういう議論をもっとしていかなければいけないと私も4月に就任いたしました。

政策経営・国際戦略局は確かに検討の企画部門の窓口ですけれども、全ての局区に必ず話に関わるテーマですので、市民の皆様への機運情勢というのは常々委員の皆様方にも御協力いただいて進めておるところですが、改めて社会的にもテーマとして話題に挙げられている特別市制度の議論ですので、しっかりと一回、私自身も各部局の経営層と対話をしながら、横浜市役所、横浜市にとって必要な制度だということを通理理解を改めて持って、様々な交渉なり説明に臨んでいく必要があると強く感じております。

- **花上喜代志委員** 横浜市として、これだけの巨大市となった中で、今一番問題化してきたのが区役所の役割だと思うのです。18区役所ある中でワンストップで事務事業が行われるということがなくて、中途半端な状況に今なっている。横浜市民の多くの方々は、例えば瀬谷区役所であれば、区役所に行けば行政のことはほとんど解決するだろうと思っているけれども、東京都とは違うよねと、同じ区役所といいながら東京都とは違うじゃないかという印象を持っている方が多い。

区役所制度をこれから充実していくためには、基礎自治体は今政令市にあるけれども、実質的には区役所をもっと機能させていかなければいけないのではないかと。財源あるいは権限をいかに区役所に移していくのか、具体的な取組も今求められていると思うのですが、行政の皆さんとして、このあたりは今どうお考えなのか聞かせてください。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 特別市大綱の中でも当然区行政の強化に向けた取組をしっかり書いてございます。現行制度の中でも様々予算面を中心になるべく地域のことは区役所ということで、横浜市は何十年にもわたって機構の改革もしましたし、予算についても様々工夫を重ねて今に至っています。今後特別市に向かっていく中であっては、大都市の一体性と地域との接点の近さと両方見ていかねばならないので、

区行政にあっても、より区選出の議員の皆様方がどう区を見ていただくのかという仕組みも考えなければいけないでしょうし、区役所そのものの行動意識も変えていかなければならないと思っています。

今区民の方々が地区懇談会などで御要望をたくさんおっしゃっていると思うのですが、私も区にいたとき、県のどここの部門の話ですけれどもと前置きするのがなかなかつらく、お話を伺えば我々も調整するのですが、そういったことが可能であれば既存の制度下でも権限移譲も必要ですし、特別市になれば基本は区役所の相談が横浜市民に還元されるという想像をしっかりと持った上で、行動も設計していかなければならないと思っています。やはり横浜市役所にふだん生活されている方がいらっしゃる比率に比べれば、当然区役所に行かれる、相談される方が多いのはよく分かりますので、区がより地域の総合行政機関として機能させるために、仕組み面もより改善が必要と認識しております。

- **花上喜代志委員** 長くなったのでそろそろ話をまとめますが、もう一度元に戻って、市長会と町村会の要望書をよく見ると、先ほど橋田さんが財政面が特に心配だと言われましたが、財政面についてこれを乗り越えていかなければいけないので、当局としては、この特別市の法制化に反対する要望の中を呼んで、特に財政についてはどのような考え方をお持ちなのか聞かせてください。

- **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** まず、基本的考え方としては、財政中立という考え方になろうかと思います。特別市ができて、政令市が得をして、県が損をするとか、あるいは特別市ができて県が得をして、政令市が損するとかではなくて、そこは中立的な立場で税財源の仕組みが当然構築されるべきだと考えております。

そのためにはやはり具体的な税財源のシミュレーションをしっかりとしていくことが必要であります。かつて県費負担教職員の給与負担を、税率を政令市に県から下ろすという議論がありましたが、あのときも20の政令市と20の道府県で財政事情がかなり違うので、出っ込み引っ込みがあるので、どこかで線を引かなければならない。その線を引くところは少なくとも政令市が得をしないところで線を引くという形で2%というのも決まってきた経過があります。

そこには当然都府県側と政令市以外に総務省も間に入って、その配分を確定していくという作業が必要になりましたので、具体的な税財源の問題とか財政の問題は、法制化がされると同時並行で具体的なシミュレーションをした中で、県が主張するような行政サービスに影響ない形のものをつくり上げていくことが必要になると思います。現在この要望で上げられている懸念については、きちんと払拭ができるのではないかと考えております。

- **花上喜代志委員** ダーウィンが言うように、今生き残っているのは、変化に対応したものが生き残っているという考え方を、我々もしっかりしていかなければいけないだろうと思うのです。特に地方自治制度は、日本の場合は徳川時代の藩をなくして都道府県制度をつくったのが明治22年、137年前と今はがらっと世の中変わった。それにもかかわらず、神奈川県知事は市町村長を動かして特別市に反対する、そういう時代の流れに反した動きをしている。このことは手厳しく批判しなければいけないと思うのです。

我々とする不退職の決意を持って特別市を実現する取組をこれからパワーアップしていかなければいけないと思うので、当局の皆さんにもお願いします。我々議員としても、しっかり今回議員にも、この考え方を理解していただくように取り組んでいく決意を今持っていますが、そのためには日本で一番大きな政令指定都市である横浜市、山中市長に特別市実現に向けた不退職の決意で取り組んでいく強い決意と行動が求められると思うのです。

今は川崎の福田市長が一生懸命やっただけで聞かされてきていますけれども、横浜、川崎、相模原、3市が一体となって実現に向けて絆を深めて取り組んでいく、そのことによってパワーアップしていくと思うので、山中市長にも今のこの状況をよく理解していただいて、積極的な活動をしていただくように強く求めていきたいと思っております。

以上申し上げて、私から意見も踏まえた質疑を終わります。皆さんと共に頑張って、特別市実現していきたく思いますので、よろしくお願いいたします。

- **荻原隆宏委員** まず、今お話がありましたように、神奈川県の中の町村長会、それから市長会、知事御本人が、特別市構想には反対ということ強く言われておられる中で、これにお互いカウンターになるような形で議論を進めていく形が強まるよりは、お互いにしっかり客観的なデータをもって、落ち着いて話し合いができる場の設定も大事ではないかと思うのです。

特に県民、市民、国民にとっては、横浜市はこう主張している、神奈川県はこう主張している、お互いの意見は分かるけれども、客観的に見たらどうなのだろうかということ、市民、県民、国民がある意味両方の意見のメリット、デメリットをきちんと対比できて、その上で御決断をいただく、有権者としての権利を客観的なデータをもって行使していただくという状況を、我々が提供していくことも大切ではないかと思うところでございます。客観視できる環境づくりは、今どのように進められていますでしょうか。

- **橘田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 先日三政令市で連携をして、知事と三政令市長、四首長の懇談会、そういったところでしっかり建設的な議論をしていきたいということで申出を行ったところです。単なる感情論的な話ではなくて、客観的に今後の政令市の在り方や県の在り方を考えていったときに、それぞれどういう考え方で特別市について賛成で、市は国に対して法制化を求めているのか、県に対して県が主張されるような懸念については、どう解決しようと考えているのかといったことを、まずは市長レベルで、市長間でしっかり話をしていくことが必要ではないかと、今回そういう申出をしたところです。

そういう議論がまさに県内でも行われるべきですし、国における地方制度調査会の中でも、まさにそういう議論をこれからしていこうと、その上で法制化に向けた次のステップに移行できるのかどうかという議論を踏まえて行われようとしていますので、まさにそういう議論を建設的にしていくこと、双方の意見をしっかり客観視していくことが、まずは必要ではないかと考えております。

- **荻原隆宏委員** 川崎市、相模原市、横浜市、県と、この四首長の会談をオファーしていると思うのですが、県知事としては、それは応じられないとおっしゃっていると報道では見ているのですが、そういうことで間違いのない状況でしょうか。
- **橘田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 報道レベルでの御発言は、正式な申出をされる前の状況だと思いますので、我々文書で正式に申出をしていますので、それに対するしかるべき回答をまたいただけるのかと考えております。
- **荻原隆宏委員** 知事の立場に立つと、確かに四首長の中で反対しているのは県知事だけなので、3対1という形になるので形勢不利かなとお考えになられるのも理解できるかというところで、そういう意味では客観的に市民、県民、国民がどちらのサイドにも立たずに、横浜市の味方になるわけでも、県の味方になるわけでもない、しかし将来の日本にとってはこの制度が必要であろうと、そのような考えに至っていただくために、フェアな形でのお互いの話し合いの議論の場というのが大事なのかと思うのですが、その点については、

今後工夫をしていく必要があるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

- **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事**　そういった視点も当然必要になってこようかと思えます。客観視する話が今出ましたけれども、具体的な例えばデータとかは、新しい制度になってきますので、例えば大阪都構想の例を見ても、具体例は法律ができた後、法定協議会等で議論をして、制度設計の案を策定して、国とも協議をして、最後は議会の議決と住民投票というプロセスを踏んでおりますので、今設計書を示すというのは、まだ法制化がされておられませんので、そこまでの具体的なものは示せないのかなと思っています。

法制化に向けて何で法制化が必要なのかといった部分、客観的な必要性というのは当然議論として必要かと思えますけれども、委員おっしゃった具体的性のあるところまでは、法制化がされた次のステップになってくるのかなと考えております。

- **荻原隆宏委員**　これまでも議論している中で、まずは法制化、そして具体的な設計図をそこから描いていくというロードマップは理解できるところでもございます。しかし、一方でどんな料理も、どんなレシピも、どういう料理かというゴールが見えないと料理が難しいというのもまた現実だと思います。したがって、この法制化をした暁には、こういう行政サービスの向上ができますとか、県立のこの建物はこうなりますとか、様々具体的な部分において、まさにディテールの部分でしっかりとした姿を市民、県民にお示しすることが、市民、県民の皆様の御決心をいただくためにも、まさに今から非常に重要になってくる。特別市の設計図の解像度を上げていかないと、市民、国民の皆さんがこの特別市制度でどういうまちに暮らすことになるのか、それがなかなか見えてこないようにも思います。

その大きな一つに、区の在り方があると思います。地方分権で区に財源と権限が移譲されていく。これはそうすべきことだと思うのです。区民の皆さんが区役所で様々なことが解決していくことは非常に大事なことで、便利だと思います。一方、横浜市が人口が多ければ多いほど各区の人口も多いわけで、その区に財源と権限を移譲していけばいくほど、地方制度調査会でも指摘をいただいている、あるいは県からも指摘をいただいている、住民代表機能の在り方をどうするのかということは大変重要になってくると思うのです。

この点も特別市になったらどういう区の在り方になっていくのか、東京とは違って区長は区民が選べるわけではない。区議会もないという中で、ただ、財源と権限だけが区に集中してくる。そうすると区民が選んだわけではない区長の権限が大きくなっていくわけです。その区の財源の使途の決め方も区議会や区長が公選でない中で、本当にそれで民主的な税の使途の決め方ができるのかどうかという問題に直面してくると思います。そういう意味で、これはどうなるのかと市民から説明されたときに、先ほど橋田さんからお話いただいたように、それは法制度ができてから、その後の設計になるとこれまでも伺っているところですが、まさにこの部分が、市民が本当にいいんだろうかと悩むポイントだと思うのです。

最後にどういう料理が出てくるか分からないからです。オープンも用意した、まな板も用意して、包丁も用意した。だけど、どんな材料で、どういう料理ができるかまだ分からない。今横浜市は、まずオープンとまな板を用意しないと何も始まらないという状態の御説明だと思うのです。しかし、市民が見たいのは、どういう料理が最後できるか。我々も正直それがなかなか説明が難しいわけです。警察はどうなるのですか、県立高校はどうなるのですかと、いや、法制度ができてからなのです、では判断ができないわけです。イメージもできない。

このあたりのジレンマを乗り越えていかないと、特別市という制度そのものの構想というのは世界中にあるわけで、決して悪いものではないとも思います。しかし、377万人という大都市で一層制を目指してとか、今現実に一層制である大都市というのではないのではないかと思うのです。この点はどう把握されておられますか。377万人の一層制の大都市というのは世界に例があるのでしょいか。

- 橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事　例えばカナダのトロントは人口300万人ですけれども一層制、1人の市長と1つの議会という仕組みがございます。
- 荻原隆宏委員　その中に区議会というのではないのでしょうか。
- 橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事　区議会はございません。
- 荻原隆宏委員　その中でどういう住民代表機能をつくっておられるのでしょうか。
- 橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事　本市と同じような、政令市と同じような形のトロントの中にも区ごとの選挙区があります。そこの選出で議員の方が選ばれてきますので、その議員の方が区の中の代表機能的な役割も担っていただいていると聞いております。
- 荻原隆宏委員　私がかつてこの特別委員会でインチョンに視察に行ったことがございます。このときに区議会にお邪魔をしたわけですけれども、非常に行政と議会が独立した立派な二元代表制の姿を勉強いたしました。パリにしても、ロンドンにしても、大きな都市がしっかりと一つのまずは大きく市の自治体としてある中に区議会があって、そこではしっかりと公選議会がある、公選区長もいるという形の大きな都市もあります。トロントに関しては、様々な形で区から選出された議員がトロント市の中の住民代表機能をより反映できるように、民意を代表できるようにという形で常任委員会制度というものをつくっているかと橋田さんから御説明いただいたこともございますが、各都市で様々な努力をされて、住民代表機能をつくっているのではないかと思います。

この特別市構想においても、今のままの横浜市議会のままということではなく、新たな住民代表機能の形ができる。その上で区に財源と権限を移譲していくという構図が見えて、これは一つ工夫がされて新しい時代に適応していくということが市民に見えていくのではないかと思います。法制度ができてから設計図を描くという流れも理解できますけれども、しかし、最後の何が仕上がるのかという部分が見えないと、市民、県民、国民にとっては何も見えない中で、暗中模索の中で決心していかなければいけないこととなりますので、この点はいかがお考えでしょうか。特に区の住民代表機能の在り方についてです。

- 橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事　区の住民代表機能の在り方については、横浜の特別市大綱の中で市会の皆様方ともかなり議論をして、区長は特別職、区の選出議員を中心とした区民代表機能をしっかり果たしていくという整理は一旦しております。今回、国の地方制度調査会の中でも特別市における住民代表機能の確保をどう考えるか一つの論点として示されておりますので、国の法律でどこまでそこを書き込むのかという話と、各市がそれぞれ機能をどう考えるのか、両方あると思うのです。

ですから、横浜市としてはそういう方向性は一旦示していると認識しています。その上で、国の制度設計の中で法律でどこまで書かれていくのか、あるいはそれは条例に任せただけなのか、それによって具体的な制度設計というものが作り上げられていくかと考えております。

- 荻原隆宏委員　この特別市大綱の中で、もう横浜市の特別市になったときの区における住民自治の在り方というのは、ここに示されているのです。特別市になったら横浜市の区の在り方はこうですということが、

ある意味もう決まっているわけです。それは法制度の後に設計するものではないということになるので、ここでいつもループが起きるのです。法制度がなってから設計図を考えるという御説明のときもあれば、特別市大綱に書いてあることを実現していくというお答えもある。特別市大綱の中では既に区長も公選しないし、区議会もつくと書いてあります。

もしこの大綱のままいくのであれば、横浜市民にはこれを説明しないといけないと思うのです。大綱のとおりになるのだと、それが今の現状だと。それに本当に市民が賛成するかどうかというところが、私は一番大事なところだと思うのです。これでいいですか、横浜市が目指しているのは、この大綱に沿った形なのです。今その解像度をもって、行政が横浜市民に説明できているかということだと思うのです。何となく特別市という、何となくでいってないかというところに私は大きな不安を感じていますが、この大綱については、市民の皆さんに御説明いただいているところでしょうか。

○ **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 冊子になっていますので、この大綱全部を事細かにではなく、大綱の概要を整理したものを用意して、出前説明等で市民の皆さんから説明を求められるときには、今、大綱の中で横浜市はこういう整理をしていますという形のお話はしています。先ほど委員からお話あった県の施設の在り方、警察の在り方についても大綱で横浜市としては今こう考えていますというのは示していますので、それはあくまでも市として今考えている段階です。これから法制化がされて国がどう考えているのかというのは、また別時限の話になってまいりますので、横浜市の特別市は、今こう考えていますと御説明をしている状況です。

○ **荻原隆宏委員** そうしますと法制化が進んでいく暁の中で、国としての考えが、横浜市としてはこの大綱の形で考えていますと、それを国が検証しながら国としての考えが出てきます。その国の考えの中で法制化がされていきます。我々横浜市を含めた政令市は、国の提示する中から特別市の姿というものを選べるのでしょうか。それとも国が提示するそのものだけで走ってしまうのでしょうか。

○ **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 法律に何を書き込むかというのは、まさに国会の中で議論がされますので、今こうなりますということは軽々にはお話しできないと思うのです。政令市の市長会もそうですし、横浜市もそうですが、それがまだできてない状況ですので、一つの考え方として、区の在り方についてもお示しをしている。それは特別区のような形で大都市としての一体性を保ちつつ、これまでの政令市としての積み上げも含めて、より機能が高まる形が区としても必要だろう。一方で住民代表機能の確保も必要だろう。

総合的な判断の中で一つの提案という形で国にも申し上げているという状況だと思います。ただ、それが法律の立てつけの中で、法律でどこまで書き込まれていくのかというのは、国の立法政策の問題になってまいりますので、ここでどうなりますかということとはなかなかお話しできないと思います。

○ **荻原隆宏委員** 最後にいたします。まずは横浜市民と神奈川県民が、あるいは全国の国民の皆さんが、先ほど中立性のお話もあったと思うのですが、みんながうまくいくようにというのが市民の願いだと私は思っています。特別市になることで一番市民の皆さんが願うことは、自分たちが今困っていることについて改善していく、暮らしが、病気のことも、障害のことも、教育のことも、それから区役所の窓口にしても、そういったことの向上にどう結びついていくのかということをお示ししていただきたいと思うのです。それが最終的には市民のため、県民のためということが伝わって、特別市の制度そのものが本当に実現する一番の王道だと思うのです。

今は少し難しい話が多い中で、ただ、政令市とそのほかの市町村が対立しているという構図にのみ込まれてしまって、本当に大丈夫なのかと不安が蔓延してしまうというあまりいい雰囲気は私は感じないです。その解決のためには、どういうゴールを目指しているのか、どういう料理ができるのか、どういう暮らしの改善が実現するのかという部分について、もっと御説明をしていただきたいと思います。私もそうして初めて市民の皆さんにもしっかりと御説明ができると思います。いつも法制化がなった後に設計図を決めていくというところで議論が止まっているような気がしますので、そのあたりをもう少し吟味を前に進めていただけたらありがたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 齊藤政策経営・国際戦略局長 幾つかの視点をいただいたと思います。設計図の解像度を上げていかないとという御指摘も今日いただいておりますし、市民の困り事を市役所が改善して行ってほしいという市民の皆様からすると、ごく自然なことをどう実現するかが分かりやすく説明いただけないものだろうかという御指摘かと受け止めました。

今の我々の基本線は、市会の皆様と長く深く議論した横浜市特別大綱が我々の一つの骨太な基本方針になっておりますので、それを持ちながら様々活動しております。今後、地方制度調査会の動きなり国政の皆様の議論が進んで、そこの論点において我々もより言えることが増えたり、分野的には、そういう議論ならこういうメリットをより実例で言えるかもしれないということは刻々と変わっていくと思います。そういった状況を見ながら、今のままでいいというつもりでは全くありませんので、様々な議論を踏まえて、しっかり市民の皆様にお伝えする立場であると改めて認識しました。

- 横山正人委員 さきの予算委員会で、映画フロントラインから考える特別市政だというテーマで質疑いただきましたが、コロナのパンデミックのときを考えると、ワクチンの配分であったり、PCR検査場であったり、様々な感染症対策を国、県、市の3層構造の中でやらざるを得なかった。そのときを思い返すと、時間であったり、調整であったり、非常に多くの時間を費やさざるを得なかったと思うのです。それが本当に横浜市のような大都市の市民のためになっているかということ、国と特別市が2層構造で、スピーディーに判断がつくような仕組みであれば、もっと充実した感染症対策を講じることができたのではなかという反省を強く持っています。

この間の神奈川県知事の発言を見ると、指定都市が独立をすれば壊滅的な状況になると言っているわけです。直接知事に聞けばいいのだけれども、この場にはないので、横浜市がどう考えているのか聞きたいのですが、壊滅的というのはどういうことを指しているのですか。

- 齊藤政策経営・国際戦略局長 私も記事で拝見した範囲でございます。先ほど来、橋田も申し上げておりますとおり、既存の制度を前提とした財政制度を中心に県知事及び市町村の首長がおっしゃっているのからすると、やはり県内における財政配分に関しては、全てが分かりませんが、主要なことを言っているのではないかと推察します。
- 横山正人委員 知事は非常に発信力の高い方ですから、ああいう発言をすれば当然センセーショナルに報道されて、県民の皆さん、横浜市民、川崎市民も含めて、これは大変なことになるのではないかと感じる効果が生み出されるのではないかと感じて、ああいう発言に至ったのではないかと考えています。知事の発言がセンセーショナルであるけれども、果たして裏づけがあるかということ、そこは疑問だと思うのです。

神奈川県内の自治体の財政力指数を調べてみたところ、1位は箱根町で1.39、これは観光資源であったり、宿泊産業が強いからこういうことになる。2位の厚木市も1.15から1.2ぐらいで、物流や工業の集積、企業

の集積があって財政力が強い。その後に来るのが3位の鎌倉市が0.17、藤沢が0.06、寒川が0.06、海老名が0.04、愛川町が1前後となるわけです。

横浜市がどうなのか、令和6年度の公表値を見ると0.95です。この自治体よりも横浜市の財政力は劣っていると言えるわけで、神奈川県内の財政力を見たら強い自治体ばかりなのです。果たして横浜、川崎が神奈川県から離脱した場合、破滅的な状況に至るのかちょっと疑問ですし、ここはメディアの方もしっかりと報道していただきたいのは、発言の裏づけをしっかりと持ってやっていただきたいと思うのですが、自治体の団体の財政力指数についてはどのようにお考えですか。

- **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 委員御指摘のとおり、政令市と政令市を抱える道府県の財政力指数の一覧表を国でつくってしまして、それを見ると神奈川県でいうと、県の財政力指数も0.9を超えている。県内市町村の財政力指数も御指摘のように非常に高いです。全国平均だと0.5未満のところもありますが、そういうところから比較すると、全国平均を下回っているのは2つの町ぐらいで、あとは全部全国平均よりはるかに高い財政力指数です。ですから一律にイメージが大都市は非常に財源が豊富で、それ以外は豊富でないというのは、なかなか一律には言い表せない状況が客観的なデータで見ると読み取れると考えております。

- **横山正人委員** 市民目線でスピーディーに施策展開を行うということを考えれば、横浜市の人口規模は四国4県に匹敵するわけです。川崎市においては、沖縄県や滋賀県に匹敵するわけで、これほど多くの人が大都市の中で生活していることを考えれば、私はどちらが合理的かといったら一目瞭然だと思います。

もう一つ、これも報道にありましたが、例えば特別市制度になった場合、水の確保はどうなるのかということが出ていたかと思いますが、今神奈川県内広域水道企業団の一番大きな構成団体は横浜市です。横浜市も県内の広域水道に頼っているわけで、横浜だけで抜けられるわけがない。抜けてしまったら横浜市まさに水が止まってしまうわけで、神奈川県全体のメリット、最適解を考えれば、今の状態を維持しながら、横浜市も一定の分担金を支払っていくということが私は合理的な話だと思います。

この間の知事の発言であったり、県が作ったパンフレットに対して、しっかりと裏づけを持ったカウンターを横浜市なり川崎市なりが取っていかないと、間違ったイメージ操作が県内全体の世論が形成されてしまうことになりかねないけれども、これに対してどのようにお考えなのか伺います。

- **橋田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 御指摘のとおり、しっかり我々も必要なデータをそろえて、市会の皆様、また市民の皆様、また県内にお住まいの方に対して、また国に対してもお話をしていきたいという立場であると思っています。我々も粗い試算であったり、横浜市民が払った税金がどれだけ横浜市に還元されているかという試算もやってみたりもしていますが、もう少し精緻さを持ってやっていく必要があるかと思っています。これだけ結構な言葉で各政治家の皆さんも首長もおっしゃっているので、数字はこうですということをまず一旦立ち返って議論するというのは、とても今大事な局面だと思います。

例えば横浜市民の人口の数は、神奈川県民のおよそ4割ということですから、いろいろな事情を差し引けば、大体県税の4割ぐらいが横浜市に何かしら還元されていけばというのが一つの考え方で、ただ、いろいろな機能が集中していますので、その需要をどう考えるかというのがさらにオプションとして考えなければいけないと思います。そういった説明をする際のデータを県にも御協力いただきながら、積み重ねていくことは本当にやらなければいけないことだと思っています。メディアの方にもというお話も先ほどいただいて、

私どもにも市政記者クラブに加盟の方も多くいらっしゃいますので、そもそも我々がどういう考えで、どういうデータでどう主張、考えかということも御説明を尽くしていきたいと改めて思っています。

- **横山正人委員** 財政という切り口から考えると、自治体間の財政力調整の機能は、交付税によって国がやるわけです。もちろん県も補完的な役割を果たしているのは事実であるけれども、自治体間の財政力調整というのは国がやるべきことであって、横浜市や川崎市が特別市になったからといって、他の自治体が破滅的な財政状況に陥るといことはあり得ないわけです。あり得ないことをあたかも、そうではないかと不安をあおるやり方は、私はフェアではないと思っています。

特別市の法制化は、閣法ではなく議員立法でやらなければならないので、各政党会派の考え方が物すごく大切なのです。実は今日、自民党横浜市連は党大会を開きますけれども、その中に特別市実現を運動方針の項目の中に盛り込みます。ただ、自民党全体で特別市機運が高まっているのかというと、もちろんそうではないわけで、横浜市を中心として国なり、県なりにしっかりと働きかけをしていくということで今日議決をしますけれども、同様にぜひ各党、各会派の皆様方にも御自身の党の中での働きかけをお願いしたいと思います。

この問題は、党のスタンププレーはよくないと思います。実際問題として、横並びでしっかりと世論形成をして法制化に結びつけなければならないので、安易に行動を起こすということ自体が、まだ他党が調整が終わってない段階でやるというのは、僕は少し適切ではないと思っておりますので、ぜひ各党協力しながらこの問題について頑張っていきたいと思っております。

- **こがゆ康弘委員** 私も久しぶりにこの特別委員会に入って、先日の中期の中でも特別市の法制化についてお話をしています。

まず、当局におかれましては、市民への機運の醸成であるとか、我々の思いを国に伝えるということを積極的に御支援いただいていることに対して感謝申し上げたいと思います。

先ほど来、お話を聞いていますと、これから地方制度調査会や指定都市市長会、あるいは自治研究会などでも議論されますが、内容について例えば設置要件や移行手続、そういう話をいろいろすると思います。この議論の中身などについても、この委員会へ逐一報告をして、それが横浜市にとってどう影響するのか、いいのか悪いのかという議論が1年間されると思うのです。ただ、条件とか内容はもちろん重要ですが、ちょっと誤解をしているというか、移行の手続や住民理解ということと法制化は全く違う、切り離さなければいけないということを私自身も思いました。

これは超党派で進めなければいけないことですが、我々国民民主党も政党の中に地方制度調査会をつくって、地方の政治の在り方、特に政令指定都市の在り方についてどうあるべきかという議論を進めておりまして、その中に中心的な人物として私も参画しています。

その中で都構想もそうですが、法制化ができていないと、そこに移行ができないので、今法制化でやろうとしていることは選択肢を増やすことですから、法制化するとみんな政令市がいきなり移行してしまうということではなくて、選択肢をつくるという法律をつくるのが法制化なので、知事がネガティブなことをやっているのは、既存の財源とか権限をそのままにしておきたいという思いでやっているのは分かるけれども、時代に即した自治の在り方を考えたときに、どういう選択ができるのか。先ほど橘田さんが言っていました、20ある政令市の中でも考え方はいろいろあるので、今までどおりでいい、あるいは特別区のような形を取る、あるいは特別市のような形を取るという移行が可能な選択肢を与えるのが法制化なので、それについ

ては各党各会派が協力して進めていくというのが、実は一丁目一番地なのです。

各論はもちろんあります。警察がどうだとか、水平連携の在り方とか、垂直補完の在り方をどうするのかというのは、その指定都市に合わせていろいろ変えられるということになると思います。法制化といってもがっちり組むわけではないので。ただ、移行に対する手続はどうか、要件どうか、そういう基本的なことを決める法律すら今ないので、だから移行ができないという状況なのです。

別に手柄がどうのこうのではないですが、今回の後半国会の中で多分、国民民主党は特別市に関するプログラム法案を提出すると思います。それは副首都法案と同時に提出するので、自治体の在り方に対する選択肢を増やすということです。

このプログラム法案というのは法制化のための法律案、法律をつくるための法律ということなので、この内容をしっかりと審議して、プログラム法案が通ったとしても、実際の法律案ができるのに約1年かかると言われています。これは広域的な行政、例えば警察行政どうするのか、あるいは法律によって決められている部分、あるいは政令によって決められている部分というのいろいろ調整をしなければいけないので、そうするとやはり法律をつくるのにも1年かかる。だから基本となるものを議論していきましょと、まさに1年間かけて後半国会の中でやると思います。

もちろんいろいろ御意見あるので、その中で議論していただくことになるのですが、法制化は、法律をつくることなので立法府の役割です。政治の役割なので、ぜひ我々横浜は特別市を目指しているということですから、その法律すらできないことになってしまうと前へ進まないことになるので、いろいろ議論は交わしていただきたいのですが、今年1年間はそういう重要な1年になるということ、ぜひ多くの議員の皆様方にも御認識をいただきたいと思います。

一方で、この委員会の中では地方制度調査会であるとか、自治研究会であるとか、そういう議論の中身について、本当にそれでいいのかどうか、先ほど荻原委員が言われた区の権限移譲の在り方をどうするのか、そういう議論は当然あってしかるべきですが、法制化というのは、まず特別市実現のための入り口なので、内容の議論、住民理解というのは次の段階でももちろんありますが、最初のステップとしてそこをこの1年、協力して進めていただければと私からは意見として申し述べます。これは当局に言うのではなくて、政治家としての私たちが、横浜市がどういう形であるべきか、積極的に行動するかどうかということにかかっている、ぜひ互いに協力し合っていければと思います。

- **白井正子委員** 今日の説明を伺った感想ですが、今の税制の中で横浜市がやろうとしている必要な事業に、国から財源が用意されていない。ここを解消する必要があるということは理解しますが、今向かっている大都市制度を実現することで、これが解消されるかというのはちょっと別問題で疑問に思います。これまでの本市の説明を伺ってきても、今日、本市として附属機関での審議はこのようにされている、国の地方制度調査会でこのような審議の項目が決まりましたという説明を受けましても、そもそものところが理解するのが難しいという感想を述べておきます。
- **久保和弘委員** 様々今、委員の皆様方が申し上げられましたとおり、特別市の制度の法制化が大事な取組だと思って、特に県下の横浜市、川崎市、相模原市の三政令市がしっかりと同じ方向に向かっていくことも大事であると思うのですが、私はこの議論において大切なことは、市と県のどちらが正しいという視点ではなくて、県民と市民の皆様方の視点から、よりよい行政サービスを実現していける制度になっていくのかどうかという視点を持って進めていくことであろうと考えております。

特別市の制度の本質は、財源の問題もちろんありますけれども、権限や意思決定の一元化をしっかりとやっていくところも大事なことだと思っております。その上で住民の皆さん、市民の皆さんにどういうところを目指していくのか、一つ、機運の醸成ということもあります。様々市として取り組んでいただいていると認識しておりますけれども、県民、市民双方にとって、双方というのは一つでありますけれども、どこが望ましいのかという在り方を建設的な議論、県とかんかんがくがくの議論はもちろんやっていくのですが、建設的な議論をやっているかということも大事な視点だと思っております。

三政令市と神奈川県とのいい意味での建設的な対応を模索していくということ、市民の理解をどのように得ていくかを、力を合わせもって、もちろん国のほうでしっかりやっていくべきでありますし、その上で我々基礎自治体としても議論を深めていくことが大事だと思います。そういう中で大事な節目でありますので、私どもとしてもしっかり推進できればと考えております。

- **いそべ尚哉委員** 我が党としては副首都構想を掲げていますが、本市においては、これまで長きにわたって様々な議論が行われてきたことは当然理解をしておりますし、法制化という話も前進をさせていかなければならないと承知しています。また、これまで様々取組まれてきた中で当時と今と考えると、AIやDXの推進が劇的に進んでいる中で、人口減少していく中で持続可能な行政サービスを充実させていくために何が必要か、その在り方についても議論は必要だと思います。また、この特別市を推進することによって、住民の方々がどのようなメリットがあるか、より具体的に伝わっていくように深掘りをしていくべきだと思います。

- **磯部圭太委員長** 他に御発言もないようですので、本件については、この程度にとどめます。

◎ 指定都市の「令和9年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）」について

- **磯部圭太委員長** 次に、指定都市の令和9年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）についてを議題に供します。

当局の説明を求めます。

- **齊藤政策経営・国際戦略局長** 指定都市の令和9年度国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）に關しまして、橘田大都市制度推進本部室長より御説明します。

- **橘田政策経営・国際戦略局大都市制度推進本部室長兼渉外調整担当理事** 資料に基づき御説明をいたします。

資料の2ページを御覧ください。

1、国の施策及び予算に関する提案（通称：白本）とはとございますが、大都市行政を推進する上で、国の理解・協力を得なければならない指定都市共通の事項について提案書としてまとめ、政府予算案への反映に向け、関係府省及び政党に対し、各指定都市の市長及び議長による要請活動を実施しております。

資料の3ページを御覧ください。

2、令和9年度白本（令和8年度作成文）の進め方についてですが、今年度の白本の取りまとめ幹事市は熊本市でございます。

表を御覧ください。

1月に福祉、保健、教育などの分野ごとに設置される通称原局局長会議に今年度の白本提案事項候補案の提出を依頼し、4月までに候補案が提出されております。

4月から提案事項、提案書等の協議を行い、6月5日に指定都市20市の企画財政担当の課長級による合同

会議を開催し、全体調整を行いました。今後、6月中旬に指定都市20市の企画財政担当の局長級による合同会議を開催し、提案事項、提案書等の最終調整を行う予定となっております。

7月上旬までに各指定都市の市長、議長の決裁により、提案書が確定し、7月中に各指定都市の市長、議長が分担し、要請活動を行う予定です。

資料の4ページを御覧ください。

3、提案事項（案）ですが、現時点での白本の提案事項（案）としては、財政・大都市制度関係の提案事項が3項目、個別行政分野関係の提案事項が8項目となっております。

資料の5ページを御覧ください。

財政・大都市制度関係の提案事項3項目をお示ししております。3番目のところに多様な大都市制度の早期実現を掲げておられて、第34次地方制度調査会における大都市制度に関する議論の進捗に即して、国においても指定都市の意見を踏まえてさらなる検討を進め、特別市の法制化を含む多様な大都市制度を早期に実現することを求めるものとなっております。

参考資料として、6月5日に開催された各指定都市の企画財政担当課長合同会議で配付された資料を添付しております。

以上で説明を終わります。

- 磯部圭太委員長 説明が終わりましたので質疑等に入ります。
(「なし」と呼ぶ者あり)
 - 磯部圭太委員長 特に御発言もないようですので、本件については、この程度にとどめます。
-
- ◇
- ◎ 委員派遣について
 - 磯部圭太委員長 次に、委員派遣についてお諮りいたします。
委員派遣を行う必要が生じた場合、日時、視察箇所等の決定につきましては、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
 - 磯部圭太委員長 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。
なお、委員の皆様も御希望がございましたら、正副委員長に申し出ていただきたいと思っております。
-

◎ 閉会宣告

- 磯部圭太委員長 以上で、本日の議題は全て終了いたしましたので、委員会を閉会いたします。

閉会時刻 午後3時18分